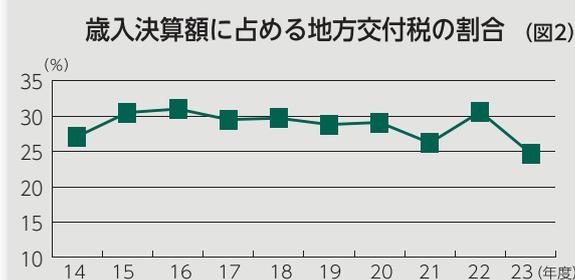
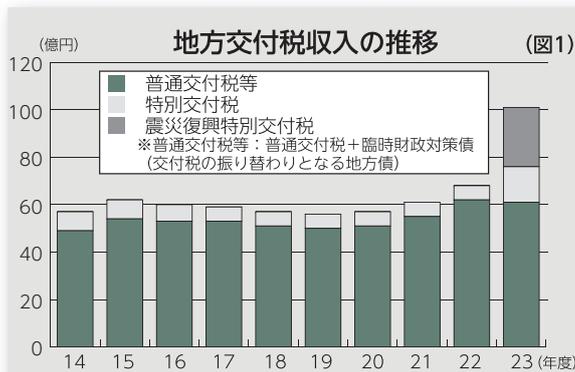




ふむふむ。

今回は地方交付税のお話よ。二ユーも時々出てくる言葉ね。
 国からもらえるお金だというのは知っているけど…。どういふものなの？
 どんなに小さな町でも、住民にとって必要なことであるよね？例えば、道路や学校、下水設備などの整備だったり、住民票や戸籍の管理だったり。そのための財源として国から地方に交付されるお金のよ。
 そういふのって、その町の税金で整備するんじゃないの？
 たしかにそうね。でも、その町の税金だけだと、大都市と小さな町でやれることに格差が生じてしまう。「お金がないから道路を作れません」といふわけにはいかないでしょう？
 うん。それは困るよ。
 だから、国が法律に基づいて地方に代わって税金を徴収し、小さな町でも住民生活に大きな影響が生じないように、地方に対して税金をバランスよく再配分するの。
 なるほど…。塩竈市はどのくらい交付されているの？
 地方交付税は、「普通交付税」と「特別交付税」の2つの制度が大きな柱になっているわ。どちらも自治体間の格差を埋めるために交付されるものだけど、特別交付税は、一定の算定で交付される普通交付税ではとらえきれない特殊な事情に対して交付されるの。例えば、地理的に特殊だったり、災害が発生して想定外の費用が発生した場合などね。



問 財政課財政係
 ☎36411111
 (内線238・239)

また、平成23年度には新たに「震災復興特別交付税」が制度化されたわ。東日本大震災からの復旧・復興に向けて、被災地に対して交付されるのよ。
 塩竈市にはどのくらい交付されているの？
 地方交付税の振り替わりとなる「臨時財政対策債」といふ地方債を加えると、平成23年度決算では約102億円よ(図1)。歳入全体の27%を占めているわ(図2)。22年度までは60億円程度で推移してきたけど、23年度は震災復興特別交付税が新たに交付されたから、これまでに比べて大きく伸びているわね。
 地方交付税は、これから塩竈市を発展させていくための重要な財源なんだね。

宅地防災対策について支援します

東日本大震災で被災した宅地のかさ上げや擁壁の復旧などに対して次のとおり支援します。なお、当該工事を実施済みの場合も対象となります。

1. 防災対策工事

受付期限 平成30年3月31日(出)まで
対象者 東日本大震災により半壊以上の判定を受け、住宅の再建のために下記工事を実施する所有者。
対象宅地 個人が所有する居住に供する宅地が対象です。営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象となりません。
対象工事・助成内容 (対象経費の2分の1を補助)



- (1) かさ上げ工事 (上限20万円)
- (2) かさ上げに伴う擁壁工事 (上限100万円)
- (3) 高基礎工事 (上限100万円)
- (4) 曳き家または揚げ家工事 (上限300万円)

◀50cm以上のかさ上げと新設擁壁工事をした宅地(尾島町)

2. 被災宅地復旧工事(擁壁など)

受付期限 平成26年3月31日(月)まで
対象者 東日本大震災により被災した宅地の所有者、管理者など。
対象宅地 個人の居住に供する宅地が対象です。営利を目的とする貸家、事業所、非住家などの宅地は対象となりません。
対象工事・助成内容 次のいずれかの復旧工事を行った場合に、対象経費の2分の1(上限150万円)を補助
 (1) のり面保護工事
 (2) 擁壁の設置または補強補修工事 など

*詳しくは、下記問い合わせ先までご相談ください。

問 都市計画課・定住促進課 ☎364-2510(内線811)